

大和市告示第203号

大和市起業家支援助成金の支給に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和5年12月28日

大和市長 古谷田 力

大和市起業家支援助成金の支給に関する要綱の一部を改正する要綱

大和市起業家支援助成金の支給に関する要綱（令和2年大和市告示第73号）の一部を次のように改正する。

第1条中「ついて」の次に「、大和市補助金交付規則（昭和42年大和市規則第21号）に定めるもののほか」を加える。

第2条第2号中「いずかに」を「いずれかに」に改める。

第4条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

第8条から第10条までを削り、第11条を第8条とし、第12条を第9条とする。

別表中「第11条」を「第8条」に改める。

附 則

この要綱は、令和6年1月1日から施行する。